

高知県高岡郡桧原町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

①議会基本条例

本議会は、平成 22 年 9 月から議会基本条例の策定に着手し、平成 23 年 3 月定例会において、議員発議により全会一致で可決し、4 月 1 日から施行している。

本条例の施行後の通常選挙時に、少数精鋭として、従来の経験の積み重ねでエネルギーシユに取り組み対応していたことにあわせて、さらに複雑に絡み合った問題を整理し、解決するという考え行動する精鋭になることを目指して議員定数の削減を行っているが、機能する議会として、議員間での十分な討議により議論を尽くして合意形成を図るための自由討議を拡大し、言論と行動で資質の向上に努めている。

また、執行部に反問権（逆質問権）を認めていることから、一般質問の形式も一問一答方式を取り入れ、議論を噛み合わせ、傍聴者をはじめ全ての人が課題を認識し、論点・争点が明確に共有することができ「わかりやすい議会」となっている。そのことにより、執行部ともお互いに切磋琢磨しながら町政を運営している。

さらに、議会の責務として、執行機関の事務執行に対して、常に監視・評価を行うと共に、識見を有する者の意見を求めて町政課題に適切に対応することを定めており、そのことから、本町の「風力発電」の建設、更新については、速やかに特別委員会を設置し、行政が正しいという思い込みからではなく、あらゆる数字を検証し、徹底的に調査、研修、議論、専門家による学習会を繰り返し、議会として、将来のこと、町民のことを考えた結論を導くことができている。

2 住民に開かれた議会

①地区懇談会

議員は、町政の課題や町民の声を把握し、町民の代表としてふさわしい活動をすると共に、議会の果たすべき役割として、情報公開と透明性を高めるために、町民との懇談会の場を設けることを、議会基本条例で定め毎年 1 回以上の開催を義務付けしており、条例施行以降 4 年間で計 18 回開催し、その声は町民の政策提案、提言であると位置づけて、各委員会で協議検討し、執行部の意見回答を含め回答している。

また、「風力発電事業調査特別委員会」では、現状の風力発電の状況や国の動

向、町の動向、今後の設置、更新に向けての動向について、議員が勉強し、調査し、研修、議論してきた、その活動を住民にわかりやすく全て報告し、今後の風力発電について町民の考えを問い、ともに議論し町民の意見を反映し、結論を導くなど、住民が参加しやすい委員会としている。

②議会広報誌の発行

議会活動の成果が「かたち」になったものであり、議会活動の情報発信のひとつとして毎定例会後に7名で構成する広報編集委員により編集作業を行い発行している。議会広報誌を町民が、より身近に感じ、手にとって見て、読んでみたいと思えるように、解りやすく読みやすい紙面づくりに取り組んでいる。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

①風力発電事業調査特別委員会

環境モデル都市として、低炭素社会の実現及び電力自給率100%を目指した風力発電事業について、事績1及び事績2で記載したとおりの取組みを行い、風況調査及び事業計画の検討に向けた結論を導いている。